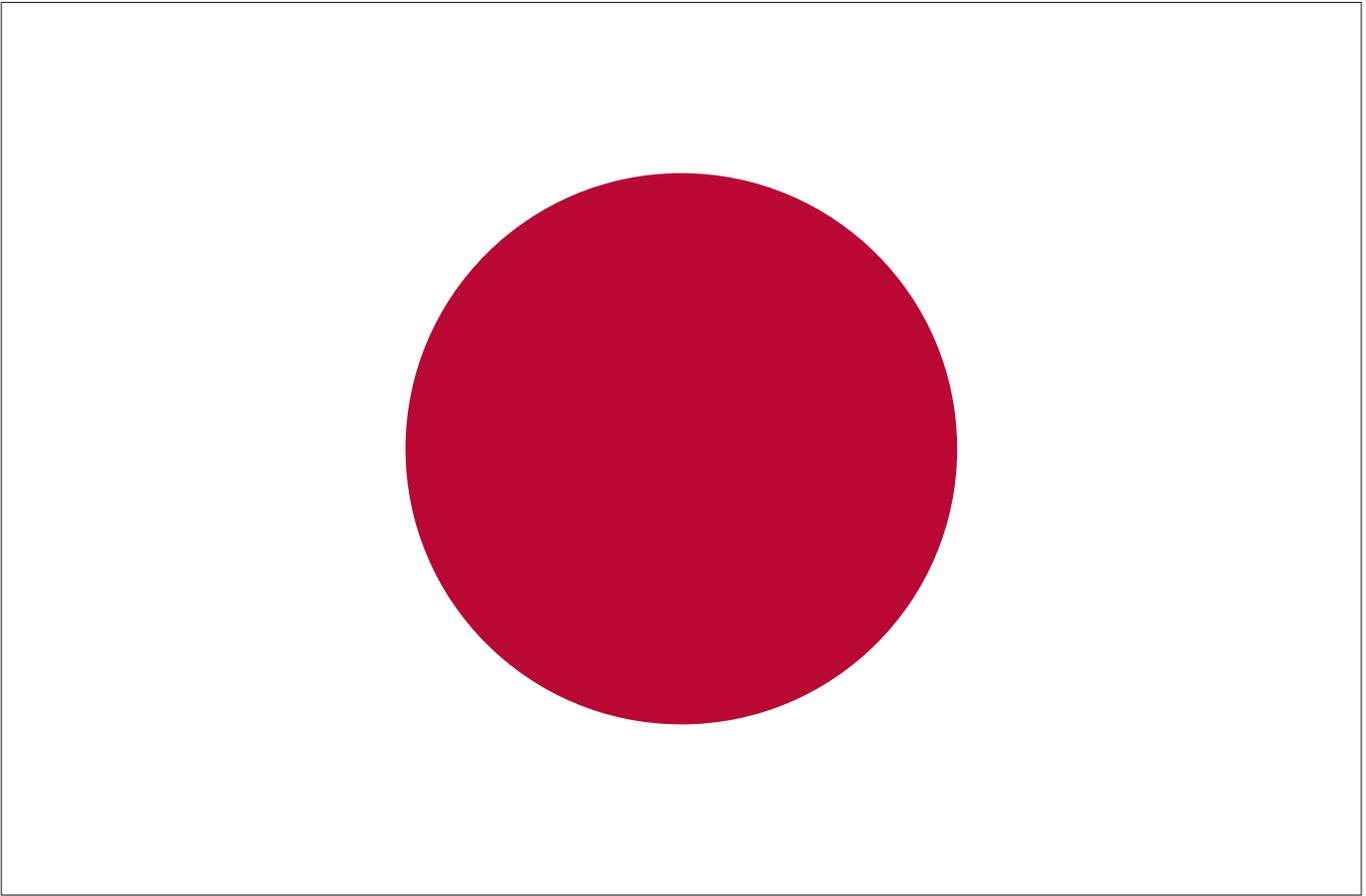


	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会 〒703-8272 岡山市中区奥市3-1-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 http://www.okayama-jincho.or.jp/</p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	--	----------------------------

奉祝 令和 天皇陛下御即位



新役員(神職)と各支部長一覧

久米支部	英北支部	美作支部	真庭支部	新見支部	川上支部	高梁支部	吉備支部	井笠支部	邑久上瀧西大寺支部	東備支部	御津支部	玉島浅口支部	児島支部	津山支部	倉敷都窪支部	岡山支部	支部長	理 事	副 長	支 長					
井上功太	白岩秀樹	栗井睦夫	黒田公宜	西井愷	平田高久	内田正之	渡邊雅夫	安井信昭	岡崎義弘	日幡行雄	中川基嗣	滝澤彰洋	西辻嘉昭	岡本正弘	井上博文	河野薫	福田真人	上月良典	林浩平	太田浩司	日野正彦	戸部廣徳	佐々木講治	藤山知之進	牧博嗣

岡山県神社庁

庁長就任ご挨拶

岡山県神社庁
庁長 牧 博嗣

去る、三月十二日に岡山県神社庁臨時協議委員会が開催され、任期満了に伴う役員改選により、神社庁長に再任され四月一日就任致しました。

あらためて身の引き締まる思いであります。

また、新たに選任されました役員の職務分掌も決定し、それぞれ活動を開始しております。

これより三年間役員共々一致団結諸施策に取り組んで参りますので、皆様のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、斯界を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、人口減少による過疎化等、日に日に厳しさを増して来ていると思えます。

河合雅司著「未来年表」(講談社現代新書平成二十九年発行)によれば、これから著しく表面化してくる日本の急激な人口減少は、世界史上嘗て例が

なく、今までの経験値が役に立たない未知の領域であり、極めて特異な時代を生きて行くことになるかと解説しています。

この「未来年表」は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の「日本の将来推計人口」(平成二十九年改訂版)のデータを駆使して、日本の未来図を描いています。

この社人研の一定の条件を置いた机上の計算の一端を紹介しますと、「三〇年後の日本の人口は一億人を切り、一〇〇年後には五千万人、三〇〇年後には四五〇万人まで減る」という推計をだしています。

河合氏は、「要するに、国家が減びるには、銃弾一発すら不要なのである。」と、そして、「(結婚するもしないも、子供を持つも持たないも、個人の自由だ)と語る人々が増え、子供がいなくなった行き着く果てに待ち受けるものは、国家の消滅である。」と警鐘をならしています。

今から五年前(平成二十六年)日本創生会議が、「二〇四〇年には全国八九六の市区町村が消滅する可能性がある」との発表で大騒ぎになったことは記憶に新しいところですが、昨年(平成三十年)五月四日読売新聞朝刊

に、その後の独自追跡調査の結果「約八割の自治体で人口減がより加速している」との報道がありました。

これを裏付けるように、大正九年初調査以来九十五年目の平成二十七年の国勢調査で初めて人口の減少が確認され、そして、翌平成二十八年には年間出生数も初めて百万人の大台を割り込み、以後毎年減り続けているのが現状です。

県内においては、消滅が予測される自治体の影響を受ける神社は七一二社に上ります。また、昨年調査した県内神社実態調査ではご承知の通り、三年以内護持困難神社が七十七社、神職の後継者無し、と未定を含めると約半数という深刻な調査結果が出ております。

しかしながら、これは最悪のシナリオと捉え、神職一人一人が危機意識を以て取り組むことにより、新たな光明が見いだせるのではないかと思えます。そして、同時に、組織として上手く縮む方途も検討しておく必要があるとも思っています。

さて、去る五月一日新天皇がご即位され「令和」と改元されました。この「令和」という新元号は、皆様ご承知のように初めて国書「萬葉集」

を出典として選ばれました。

四月一日の新元号発表の安倍首相談話で「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められている」そしてまた、「我が国の悠久の歴史、薫り高き文化、そして、四季折々の美しい自然、こうした日本の国柄はしっかりと次の時代にも引き継ぐべきであると考えている」と語られました。

この首相談話から鎮守の森を想起したのは私だけではないと思います。

新元号の令和の「令」は白川静氏の「常用字解」によれば「跪いて神託を受ける人の形」を表しているとのこと。すなわち神の神託として与えられるものを「令」といい、そこから「よい」「立派」「素晴らしい」などの意味に転じたのだそうです。

我々神社界にとりましては、ゆかりの深い新元号と言えるのではないのでしょうか。それだけに、次の時代に鎮守の森を守り引き継いでゆく責務をあらためて痛感致しました。

「令和」の御代が、「幾久しく幸く真幸くありますよう」今期もやる気、元気で気張りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

副庁長就任ご挨拶



岡山県神社庁
副庁長 藤山知之進

去る三月十二日、岡山県神社庁神楽祭の後行われた臨時協議員会で凶らずも再度副庁長に選出され、四月一日就任致しました。牧博副庁長のもとで再び岡山県神社庁の舵取りの一翼を担うこととなり、身の引き締まる思いです。しばらく前から言われていることですが、最近の神社を取りまく状況は厳しくなる一方です。好転する要素がなかなか見つかりません。全国的な少子高齢化、人口減少、信仰心の希薄化、それに伴う経済的な縮小傾向、後継者難、都市部への人口集中。さらに追い打ちをかけるような昨年の水害からの復旧、復興。神社が存続していくためにすぐに効果が現れるような特効薬は見つかりそうにありません。このような中で神社庁ができること、神社庁でないといけないこと、各神社・神職が行うべき事、知恵を絞らないとこの難局を乗り越えることは難しいと感じています。一人一人が考え、知恵を持ち寄り、よりよい神社界となるために皆さんとともに努力していく所存です。

副庁長就任ご挨拶



岡山県神社庁
副庁長 佐々木講治

この度、臨時協議員会において副庁長に再任されました。牧庁長のもと、今後も神社庁の健全な運営に尽力を尽くす所存です。私の奉職神社は岡山市中区東山、玉井宮東照宮です。後楽園は旭川東岸の住宅地域で、岡山県神社庁も当社の氏子地域になります。本年は、平成から令和へと御代替わりの大切な節目の年です。翌年はオリンピックも開催され明るい兆しが伺える年でもあります。しかし、長年に亘り蓄積された課題が数多くあります。少子高齢化による地方の弱体化、文化の継承の後継者不足等、日本の社会構造の変化そのものが、今求められています。神社界もその影響は避けて通れません。どう変わっていくべきなのか。どう対処すればいいのか、課題は多いと思います。皆様のご指導を宜しくお願い申し上げます。

定例協議員会

令和元年六月二十五日午後一時三十分から、岡山県神社庁講堂にて、令和元年定例協議員会が開催された。庁長挨拶では、まず、さらに続いていく天皇陛下御即位奉祝儀礼に、一層の誠を捧げたい旨の表明、先の臨時協議員会にて再任、改選された役員、神社庁に対してのご協力とご支援のお願い、ありむら治子、石井まさひろ両氏への参議院選への協力をお願いがあった。議長が登壇し、定数三十七名に対し出席二十五名であることの確認、議事録署名人指名の後、日程を一部変更し、平成三十年年度岡山県神社庁事業報告が担当理事から行われた。神社本庁評議員会報告が藤山副庁長から行われた。本庁の表彰は第三号第二号に大美彌神社宮司林浩平、柴倉神社宮司安達明治、天神社宮司柴床博仁、第三号に天神社責任役員若林曉氏であった。地区理事は山口県の真庭宗雄氏、全国理事は広島県の吉川通泰氏となり、吉川氏は副総長となつたとの報告もあった。続いて、議案第一号令和元年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案が上

程され、日野財務委員長が説明を行った。大麻減体による歳入減、各関係団体の当番県や周年による援助金増、関係者名簿の作成、県内特殊神事調査のHPへの掲載にかかる費用など、前年度からの変更が大きい部分などを細かく説明し、予算は原案通り可決された。その他のところで、瀧本参事から手が上がり、事務のスリム化の為、計報連絡については各支部にメール連絡のみとし、FAXでの送信を行わないことにしたいと提案があった。それについて支部長の立場から、支部の事務局は手数が増えることになるのでは？と懸念を示される意見もあったが、了解を得た。これをもって定例協議員会は無事終了、次回からは新協議員体制となる。今期で交代となる協議員の皆様にお礼を申し上げ、永年のご協力に感謝申し上げます。

○新年度神社庁役員(神職)変更のみ
岡部典雄、伏見正尚理事が退任され、新たに上月良典(渉外担当)、福田真人(総務担当)理事が四月一日から就任いたしました。

令和元年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和元年7月1日～令和2年6月30日)

歳入総額 132,223,090円

歳出総額 132,223,090円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
I 神饌及幣帛料	1,470,000	870,000	600,000
1 本 庁 幣	1,220,000	620,000	600,000
2 神饌及初穂料	250,000	250,000	0
II 財 産 収 入	6,000	6,000	0
III 負 担 金	36,920,000	36,920,000	0
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,844,000	0
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,230,000	0
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,846,000	0
IV 交 付 金	64,600,000	65,800,000	△1,200,000
1 本 庁 交 付 金	3,500,000	3,300,000	200,000
2 神宮神徳宣揚費交付金	60,700,000	62,100,000	△1,400,000
3 本 庁 補 助 金	400,000	400,000	0
V 寄 付 金	10,000	10,000	0
VI 諸 収 入	4,080,000	3,555,000	525,000
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	5,000	5,000	0
3 申 請 料・任 命 料	2,000,000	2,000,000	0
4 会 費	1,725,000	1,200,000	525,000
5 雑 収 入	300,000	300,000	0
VII 繰 入 金	1,200,000	1,200,000	0
当 期 歳 入 合 計	108,286,000	108,361,000	△75,000
前 期 繰 越 金	23,937,090	27,972,515	△4,035,425
		(29,086,576)	(△5,149,486)
歳 入 合 計	132,223,090	136,333,515	△4,110,425
		(137,447,576)	(△5,224,486)

歳出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
I 幣 帛 料	2,900,000	2,300,000	600,000
1 本 庁 幣	2,800,000	2,200,000	600,000
2 神 社 庁 幣	100,000	100,000	0
II 神 事 費	400,000	400,000	0
III 事 務 局 費	31,670,000	31,300,000	370,000
		(31,900,000)	(△230,000)
1 表彰並びに儀礼費	1,300,000	1,300,000	0
(1) 各種表彰費	500,000	500,000	0
(2) 慶 弔 費	800,000	800,000	0
2 会 議 費	200,000	200,000	0
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	17,620,000	16,750,000	870,000
		(17,150,000)	(470,000)
(1) 給 料	9,000,000	8,850,000	150,000
(2) 諸 手 当	5,900,000	5,700,000	200,000
(3) 各種保険料	2,600,000	2,100,000	500,000
		(2,500,000)	(100,000)
(4) 職 員 厚 生 費	120,000	100,000	20,000
5 庁 費	6,100,000	6,600,000	△500,000
		(6,800,000)	(△700,000)
(1) 備 品 費	500,000	1,200,000	△700,000
		(1,400,000)	(△900,000)
(2) 図 書 印 刷 費	950,000	750,000	200,000
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,400,000	0
(4) 水 道 光 熱 費	1,250,000	1,250,000	0
(5) 通 信 運 搬 費	900,000	900,000	0
(6) 雑 費	1,100,000	1,100,000	0
6 交 際 費	1,100,000	1,100,000	0
7 旅 費	2,800,000	2,800,000	0
8 維 持 管 理 費	950,000	950,000	0
9 法 務 対 策 費	200,000	200,000	0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
IV 指 導 奨 励 費	15,279,000	12,289,000	2,990,000
1 教 化 事 業 費	4,738,000	4,768,000	△30,000
(1) 教 化 費	550,000	700,000	△150,000
(2) 広 報 費	1,140,000	1,100,000	40,000
(3) 事 業 費	488,000	488,000	0
(4) 神 宮 奉 賛 費	1,180,000	1,130,000	50,000
(5) 育 成 費	1,380,000	1,350,000	30,000
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,000,000	2,000,000	0
(1) 研 修 費	2,000,000	2,000,000	0
3 祭 祀 研 究 費	2,850,000	1,000,000	1,850,000
4 各 種 補 助 金	5,691,000	4,521,000	1,170,000
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 案 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 案 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	60,000	△30,000
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	350,000	0
(12) 団 体 参 拜 補 助 金	200,000	200,000	0
(13) 遺 珠 地 域 社 社 活 性 化 助 成 金	2,300,000	2,300,000	0
(14) 地 区 大 会 等 援 助 金	1,500,000	300,000	1,200,000
V 各 種 積 立 金	7,010,000	6,987,500	22,500
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,350,000	1,327,500	22,500
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,329,300	22,579,300	△250,000
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	303,150	303,150	0
2 本 庁 負 担 金	6,366,150	6,366,150	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	12,400,000	12,650,000	△250,000
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,960,000	0
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	300,000	0
VIII 渉 外 費	1,350,000	620,000	730,000
1 友 好 団 体 関 係 費	1,100,000	370,000	730,000
2 時 局 対 策 費	100,000	100,000	0
3 同 和 対 策 費	150,000	150,000	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	33,000,000	33,000,000	0
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	5,900,000	5,900,000	0
1 頒 布 事 務 費	500,000	500,000	0
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,400,000	5,400,000	0
XI 御 代 替 奉 祝 費	3,000,000	0	3,000,000
		(1,000,000)	(2,000,000)
XII 予 備 費	8,784,790	20,357,715	△11,572,925
		(19,871,776)	(△11,086,986)
当 期 歳 出 合 計	132,223,090	136,333,515	△4,110,425
		(137,447,576)	(△5,224,486)
次 期 繰 越 金	0	0	0
歳 出 合 計	132,223,090	136,333,515	△4,110,425
		(137,447,576)	(△5,224,486)

※款内流用を認める。

※表中の()内は補正予算額。

※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

平成30年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. Rows include 二条一号 and various branches like 津山, 児島, 東備.

責任役員・総代の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. Rows include 二条二号 and various branches like 岡山, 児島, 津山, 東備, 美作.

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. Rows include 二条三号 and 三条.



原仁司会長の先導により「敬神生活の綱領」が唱和された。続いて

岡山県神社総代会中島博会長をはじめ岡山県神社関係者主催による式典が厳粛に執り行われた。先ずは牧庁長に併せ、大会参加者全員が神宮を遙拝し、国歌を斉唱、岡山県神道青年協議会河

第一度は講演会であり、作家の竹田恒泰先生から『平成から次の時代へ』今一度天皇について考えようの演題にて主に天皇陛下と元号について御講演を頂いた。改元を間近に控えている事もあり、一般にも広報し参加者を募り、例年以上の沢山の方々が聴講した。

平成三十一年四月二十四日、例年と同じく岡山市民会館にて、平成の御代としては最後の開催となる第五十七回岡山県神社関係者大会が開催された。

久様御代理として福宜齋藤郁雄様、参議院議員ありむら治子様より御祝辞を賜った。その他多数の御来賓の紹介があり、県内神社界だけでなく各方面より御臨席を頂いており、各県神社庁代表や衆参両議院の皆様、諸関係団体や

岡山県女子神職会の菱川充子代表から一人一人の被表彰者の氏名が読み上げられ、代表者への表彰状と記念品の贈呈が行われた。又、多くの御来賓が御臨席の中、神社本庁統理御代理として総長田中恆清様、神宮大宮司小松揮世

資料編纂委員会」の一体体が表彰され、岡山県女子神職会の菱川充子代表から一人一人の被表彰者の氏名が読み上げられ、代表者への表彰状と記念品の贈呈が行われた。又、多くの御来賓が御臨席の中、神社本庁統理御代理として総長田中恆清様、神宮大宮司小松揮世

主権者代表による式辞並びに挨拶があり、牧庁長からは式辞の中で、踐祚改元を間近に控えながらご公務に御精励される天皇皇后両陛下への感謝と、「親謁の儀」表敬の報告、神宮大麻の頒布従事への労い、災害被災者に対する御見舞いの言葉が述べられた。

Vertical banner for the 57th Okayama Prefecture Shrine Association Meeting. Title: 第五十七回岡山県神社関係者大会. Organizer: 鴻八幡宮 河本昌樹.



神社本庁 協賛員、他 宗教、岡山 県神道議員 連盟からも 多くの皆様 が紹介され た。続いて 被表彰者代 表の綾部神

社易伯通宮司が謝辞を述べ、初任用神 職の山田季芳さんに田中総長から辞令 が交付された。最後に神社本庁副総長・ 広島県神社庁庁長の吉川通泰様の先導

により聖寿の万歳を三唱し、大会は盛 会裡に終了した。

私個人の感想としては、かくも本大 会が例年通り行われたことに対し、例 年以上の安堵を感じる。昨年の開催よ り一年間、非常なる事象や職務が多く、 常に何かに追われていた様に感じる。 とくに平成三十年七月に発生した「西 日本豪雨災害」の諸対応と支援は言う までもなく、時間と労力の確保、情報 収集・調査と発信、判断と依頼の連続 であつた。私自身や奉務神社は被災し ていないが、被災された神社、及び神 職・氏子の皆様は誠に辛い一年であつ たらうと心が痛む。どのようなお気持

ちでこの度の大会に参加されているで あろうか。そして県内に於いては未だ 参拝者が本殿に辿りつけぬ程の被害か ら復旧を成し了えていない神社が在す る。特異なる災害を被つてより未だ一 年を経ておらず、世間の多くが平常を 象る事に未だ少し違和感を感じる。し かし先ずは新しき御代、県内神社界の 向かうべき道は、天皇陛下の御即位 にあたり様々な臨時祭を控えており、 粛々と祭儀執行に務めると共に、被災 神社の復旧と各氏子区の安寧を取り戻 す事が当面の目標であろう。

こだわりの社

第 31 回

真止戸山神社

(浅口市鴨方町六条院鎮座)

宮司 中山 立夫

浅口市鴨方町六条院に鎮座します真 止戸山神社は、素盞烏命を主祭神に奉 祀する神社で、創建は奈良時代宝亀二 年(西暦七七一年)です。二年後が創 建一千二百五十年になり記念事業とし

て本殿屋根替え等の社殿、境内の整備 を行いました。ここでこだわりの点を ご紹介します。

一、本殿・直線(剛)と曲線(柔)の 併用の美をめざす 従来の直線基 調の本殿屋根に丸み、曲線を持た せる為、できる範囲で箕甲、四隅 のしわりを強調しました。合わせ て千木、堅魚木を従来のものより 一回り大きくし、装飾金具を新し くすることにより、存在感を持た せました。



さく碎いた固い粒を高圧で吹き付 けて木の表面を削り取る)で、長 年風雨にさらされたことによる傷 み、汚れ、強い日差しに当たり続 け煤けた表面部分を全て取り除き ました。それによって木目がくっ きりと浮かび上がり、社殿再建当 時の外見に蘇りました。施工は(株) カナメ(本社栃木県)社です。

三、見た目柔らかい石畳 石畳の石を 灰色、白色等の一色のみで統一す るのでは無く、ほんの少し肌色が 混じった石と交互にパッチワーク の様にはめ込みました。これによ り見た目が柔らかく感じられま す。一番の難点が肌色がかつた石

二、拝弊殿・再建当時の社殿に戻す

昭和十七年不慮の火災後の再建 (約七十年前)当時の外見をイメー ジし、MOKRIBA工法(胡桃を小

の確保でした。神社側のわがままな要望に石工所の人も当該石が思うように手に入らず頭を抱えていました。昨年の大雨で裏山の反対側斜面が崩れたことにより、転がり落ちてきた大石を、使わせて頂くことになり確保できました。施工は山下石工所（六条院）社です。

四、人に優しい参拝し易い境内

現在、住居に対する世間一般の人々の考え通り、境内の段差解消、手摺りをできる範囲で実施設置しました。また既存の滑りやすいコンクリートを砕き、雨の日でもしっかり足の裏にフィットする表面が多少さらさらした加工石を置きました。合わせて、足腰の不自由な方々が自動車で上の境内（高さ八段）に上がり易くできる様起伏が激しい道路の拡幅整備、さらに常設の石段照明、洋式トイレ、ソフトすのこを完備しました。

五、記録の保存

人は誰しも大空を悠々と飛ぶ鳥になってみたいものですが、鳥から目線のドローン撮影で銅板の緑青が本格的に出る前の新しい屋根を真上、若しくは高い位置から撮り、氏子の方のお



参りの様子、本殿遷座祭の映像等と共に広く氏子、出氏子等の方々に知って頂く為、神社の紹介動画としてユーチューブにアップしました。（岡山県神社庁HP 真止戸山神社のページからもご覧頂けます。）

以上、最大のネック要因でありました石畳の石も、神社が鎮座する地元の泉山いずみやまの石との奇跡的なご縁にも恵まれました。五年前までは日本の原風景の田舎らしく、自然の中に溶け込んだ様な苔むす境内にて、心静かに祈りができる鎮守の杜を目指しておりました。しかし昨今、猪によりその大切にしていた自慢の苔も次々に掘り返され、考えを改めました。自然と一体になった神社を基本コンセプトとしながらも、少しでも人工的な造作を加えませんでした。現在は氏子の方に、清々しい心持ちでご参拝頂いております。

前号のために依頼しておりました神葬祭研修の原稿も、諸事情により今号に併せて掲載いたします。

「神社庁研修会報告」

「神葬祭の基礎知識研修会」

平成三十年六月二十四日（日）
講師・藤山知之進先生

美咲町 湯田八幡神社

矢木 公久

「神葬祭は忘れた頃にやって来る」数年に一度程度の神葬祭は私にとって一番自信の無いご奉仕です。そのため今回の研修は藁をも掴むような思いで参加させて頂きました。講義では直ぐに実践で役立つ内容から、その意味や歴史的背景、さらには儒教からの影響など体系的な理論や考え方を教わりました。

例えば前者に於いて次の通りです。

- ・ 忍び手で音は出さないが、完全無音（打たない）では無く、パチッと合わせる程度の音はかまわない事。
- ・ 遷霊祭で霊璽を扱う際に遷霊前は小損、遷霊後は深損丁寧さを表す事（規定されては無いが）。

警蹕は声のトーンや音量に哀しみを表し控えめにする事。
鈍色装束を購入する際は、同じ業者でも時期によっては色が微妙に異なる場合がある為、全て同時購入が望ましい事。
鈍色装束が無い場合は正服でも構わない事。
冠の巻纓は巻纓で買う事（垂纓は巻くと癖が戻らなくなる為）。

- ・ 一人奉仕の場合の警蹕は本来は行わないが、掛ける場合は所作の前でも後でも構わない事。
- ・ 神葬祭は地域性が多様と云われるが基本的な流れは同様である事。
- ・ 斎場環境は個々で異なるものの、その場で最適な設営ややり方を考える事が大切である事。
- 等々。

次に、礼拝対象の歴史的背景についての説明を頂きました。例えば佛教では本来的には本尊（斎場では掛け軸等）を拝むのであってご遺体（棺）は礼拝対象では無い事。それに対比して、我々が棺を拝む意味の歴史的背景には儒教からの影響が色濃い事。具体的には死後、肉体から分離していた天上の「魂」と地下の「魄」を「遺骨（頭蓋骨）」

を依り代（戸・カタシロ）として命日に呼び戻す招魂再生儀礼からの影響である事。また、このような儀礼からカタシロが木板になり、木板に姓名が記載されるようになり、それが日本佛教に取り入れられた結果が現在の「位牌」に繋がっている事など、大変広い視点からの説明に感銘を受けました。

そこで紹介頂いた書籍が加地伸行著「儒教とは何か」です。ここでは北東アジアのアニミズム（精霊崇拜）の歴史的背景から多神教世界の本地垂迹（ある最高神が姿をいろいろ変えてこの世に現れて来る）の考え方、更には祖先祭祀と合わせて重要な価値感として①祖先の祭祀（招魂儀礼）②父母への敬愛③子孫の繁栄、をひっくり返して「孝」と説いた事など、とても興味深い内容が記されていました。また、神道家（本居宣長や平田篤胤等）の説いた靈魂観や日本人の死後観に関する資料の配布も頂きました。

現代の社会では「価値観の多様化」と言う言葉が耳ざわり良く聞こえてきますが、その実態は大切な価値観や考え方が希薄化し、非常に不安定な精神環境に置かれていると思います。人間関係の形成維持が難しく、不安が強い時代のように感じます。また、不安や

偏見は「知らない事（無知）から来る」とも言われます。神葬祭を通して氏子崇敬者の皆様に、生きる力や心の支えになって頂けるような考え方がお伝えできれば幸いです。

講師の藤山先生にはご多忙の中、丁寧なご講義を頂きありがとうございました。お陰様で私の不安を小さくして頂きました。また、今回の研修は日曜日に設定して頂いたことで兼業の私も参加することができました。皆様のご配慮に感謝申し上げます。

◆ 神葬祭をより深く 遷霊の研修実施 ◆

研修企画室室長 林 浩 平

研修企画室では日頃の神社奉務で奉仕機会の少ない神葬祭についての知識及び実施方法を習得すべく、「神葬祭の基礎知識」研修会（平成三十年六月）を開催致しました。

同研修会の受講者から、神葬祭の中でも最も重要な儀式を更に深く詳細に学びたいとの要望が多くあった事を受け、今回は神葬祭研修会第二弾として「遷霊祭」を中心に神社庁祭式講師藤山知之進、同河野薫先生両氏を講師に

迎え、平成三十一年三月十七日に神社庁に於いて第二回祭式研修会を開催致しました。

研修会では、岡山県神社庁選定の「神葬祭のしおり」に従って、仮床の設置方法や警蹕の掛け方など実際に行事を行いながらの解説が行われました。

神葬祭は地域によって次第や所作が異なる場合がありますので、奉仕するには、その特性を念頭に、神社庁選定の実施方法を参考にしながら、経験を重ねて頂きたいと思えます。

神葬祭研修会実施にあたり、兼業神職の便宜を図るために二回の研修会とも日曜日に開催した結果、多くの神職に受講頂けました。また、神葬祭に興味を持っていらっしゃる方が、沢山おられる事を実感しました。これからも、皆様の役に立つような研修を企画して参りますので、積極的に研修会へ参加されますことを望みます。

◆ 「万葉言葉で 心寛げく 幸く真福」 ◆
〜 神社から汲上げよう 国語の魅力！

大美彌神社宮司 林 浩 平

四月二日、岡山県神社庁に於いて



大阪大学・神戸国際大学日本語非常勤講師藤澤好恵氏を講師に迎え同庁研修所が主宰する万葉集研修会が開催され、

前日の四月一日には万葉集を出典とする新元号「令和」が発表された事から、講師も慌てて令和が典拠となった梅花の歌を追加資料として加える嬉しいハプニングとなった。

万葉集は、天皇や貴族、下級官人、防人、農民など様々な幅広い身分の人が詠んだ歌四五〇〇首以上も集めた日本に現存する最古の和歌集である。

今回の研修会ではその中から、特に神社神道に関わる歌を選んでの講演となった。冒頭に紹介された歌は、新元号「令和」のもとになった歌、巻五、三十二首「梅花歌」である。

〔前略〕初春の令月、気淑く風和ぐ。梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす。（後略）

万葉集には、「予祝」を意味する歌

がある。予祝とは、予め望ましい状況
を言葉に出して祝うことで、事実を引
き寄せる古来より続くパワーであり、
事魂・言魂とも形容される。

元号は「予祝」の一つで、令和の「令」
は冠を付けた人がひざまずいて神託を
受ける人の形で、神の神託として与え
られるものを「令」と言う。これを「良
い」「立派」と転意した。「和」は「和
らぐ、和み、平和、調和」を意味する。

この漢字の意味から、令和も天皇を
象徴とする、平和な日本が続く事を予
祝する元号であると言える。

卷二〇 四三五〇主張丁若麻統部諸人
「庭中の阿須波の神に小柴さし 我
は斎はむ帰り来までに」

庭の中に祀っている阿須波の神（庶
民の祀る屋敷神）に小柴（招ぎ代とし
て挿す木の枝）をさし、私は斎み慎も
う夫が帰って来る日まで。

卷一九 四二四一 藤原朝臣清河
「春日野に伊都久三諸の梅の花 栄
えて在り待て還り来まで」

春日大社に斎く（神や天皇の威勢を
畏敬し奉仕する）社の梅の花は、どう
か咲き栄えてずっと待っていてほし
い、私が帰ってくるまで。

卷一三 三二五四 柿本人麿
「志貴嶋の倭の国は、事霊の助くる

国ぞ、眞福在こそ」

貴い磯城島（倭の枕詞）の大和の国
は言葉の魂が人々を助ける国、神々が
天皇を補佐する国なので無事であつて
ほしい。

卷五 八九四 山上憶良

「神代より言ひつて来らく 空満つ
大和の国は 皇神の いつくしき国
事霊の 幸はふ国と語り継ぎ 言い継
がいきり…」

自分の国をほめるのに、〇〇が美し
いとか良く聞きますが、言葉の力が幸
せをよぶという国は、日本の他に知ら
ない。

万葉集は、自然、神、日本、天皇、
神社、花などの歌が沢山あります。神
社で奏上する祝詞の中でも、「心豊け
く幸く真幸く」などもよく使われてい
ることから、祝詞は万葉集から引用さ
れた言葉が多く、関わりが深い事が窺
える。



講師が万葉
の歌をオペラ
歌手のような
歌声で、高ら
かに歌う姿が
心に響いた
研修会であつ
た。

春の参拝旅行

平成最後の皇居参拝

去る三月十四日、十五日に春の旅
行を実施しました。岡山県神社庁として

は平成の御代では最後となる皇居参観
を実施し、天皇陛下に感謝の意を表す
ことを主眼として、牧庁長以下、約
七十人が飛行機で東京に向かいました。

東京に着き、昼食をとった後に、皇
居前に全員が整列し、宮内庁職員の指
示により桔梗門をくぐり皇居に参入し
ました。全体説明を受けた後に、元枢

密院庁舎前を横切り、富士見櫓、宮内
庁庁舎前を通過して、宮殿東庭まで説
明を受けながら歩きました。宮殿東庭
では、お正月などの皇居一般参賀の際
に皇族方がお出ましになる宮殿を間近
にし、また、この奥には天皇陛下のお
住まいがあるとの説明を聞き、身の引
き締まる思いをしました。

その後、有名な二重橋の上に立ち、
普通は遠くから眺めるだけの橋の上に
立っていることに感激しました。皇居
内には、江戸城の普請をした大名家が
家紋を石垣に刻印しており、実物を見
て、「あれだ、あれだ」と歓声を上げ、
記念写真を撮る方も多数いました。

皇居参観を終え、その日は鬼怒川温
泉に一泊しました。

二日目は、日光東照宮を参拝し、国
宝の陽明門など江戸時代の名工による
贅を尽くした建築を拝観しました。更
に徒歩のまま、隣接する二荒山神社に
移動。三月とは言え、日光はまだ肌寒
さを感じる中で、一同整然と拝殿に居
並び、正式参拝を行いました。

一泊二日の東京・日光の旅は、飛行
機を使つてはいるものの移動にかかる
時間が多く、足早に回る場所もありま
した。しか
し、参加者
は、平成と
いう時代が
終わるこの
タイミング
で皇居参観
ができたこ
との意義を
感じつつ、
家路に着き
ました。





勝田郡奈義町に鎮座する松神神社（高山命之宮司）は、ご祭神として伊邪那岐命、武内宿禰、足仲彦命、息長足姫命を奉斎する旧村社で、旧暦の八月十五日に斎行される秋季例祭（*十年前から旧暦八月十五日に近い日曜日に斎行）の宵宮祭にはお湯立て神事と氏子による奉納行事が行なわれている。

湯立て神事は、県下でも屋内で執行する地域、屋外で執行する地域があるが、松神神社は後者の方で、しかも祭

ほのぼの祭礼記

『松神神社』

（勝田郡奈義町中島東六〇七）

典の中の一行事として斎行される。境内地の一角を斎竹で囲んで湯立て場とし、神職座の前に祭壇が組まれ、その前に大きな湯釜が設置してある。時刻、地面に敷かれた藁座に宮司以下神職が着座し、湯立ての神事が始まる。

赤々と燃える炎…。しんと静まり返る境内…。高山宮司が大型御幣で勢いよく釜の中を掻き回すと、湯飛沫が飛び散り、激しく湯気が立ち上って辺りはさらに神聖な雰囲気にも包まれていく。その後、湯立ての一番湯が神前に奉納され、拜殿では厳かに神事が進んでいく。

祭典が終わると、境内側面にある「舞台」で地元の子供達による『横仙歌舞伎』や婦人達による日本舞踊の奉納があり、最後に参加者全員に景品が用意されているビンゴゲーム大会で宵宮祭が締めくくられる。

『横仙歌舞伎』は、江戸時代から奈義町に伝わる伝統芸能である。地下芝居とも呼ばれ、農村の数少ない娯楽として、また地域の絆を深める年中行事として、今も多くの人々によって大切に伝承されている。

「舞台」は元、弘化三年（一八四六年）に中島東有元城祉東側の王子権現境内に立てられたものであるが、明治



の自然への畏敬の念が伺われる。

またこの『横仙歌舞伎』は、岡山県内で唯一、自ら衣装・かつらを有する団体でもある。奈義町では歌舞伎の後継者育成と振興を目的に「歌舞伎専門職員」を採用し、全国から注目を集めた。さらに町は地元保存会を設立し、こども歌舞伎教室、役者・裏方・三味線や義太夫鳴り物などの教室も開催するなど、地元伝統芸能の保存伝承に努めている。

二十八年（一八九五年）に「周り舞台」に改造され、大正十年（一九二二年）に松神神社境内に移築された。間口七間、奥行四間半の木造平屋で上手に太夫座・囃子座。舞台中央には特殊な木製滑車三十二個が取り付けられ、直径五・八メートルのろくろ式の「周り舞台」となっている。またこの舞台は床下が役者達の化粧と衣装の着替え部屋となっているのが特徴で、昭和三十八年岡山県重要有形民俗文化財に指定されている。

『横仙』とは、奈義町の辺りを指す古い地名で「山の横」という意味らしい。この地方では古くは山を「仙」と呼んでいたということだが、ここに厳しい自然環境の中で暮らしている人々

の自然への畏敬の念が伺われる。

またこの『横仙歌舞伎』は、岡山県内で唯一、自ら衣装・かつらを有する団体でもある。奈義町では歌舞伎の後継者育成と振興を目的に「歌舞伎専門職員」を採用し、全国から注目を集めた。さらに町は地元保存会を設立し、こども歌舞伎教室、役者・裏方・三味線や義太夫鳴り物などの教室も開催するなど、地元伝統芸能の保存伝承に努めている。

古代、コミュニティーの中心は神社であったはずである。神祭りの場の人々が集い、今日あることへの深い感謝を捧げ、互いへの優しさと労いの気持ちを育んできた。そのプロセスを共有することでさらなる共同体意識を深めてきたのである。

この松神神社の前夜祭では全氏子六十五戸のうちほぼ全員が神社境内に集うという。そしてご神霊と共に奉納行事を楽しみ、町内会による手作りおでんやうどんを共に食して一夜の神人和楽の時を過ごす。

神と人、また人同士の繋がりが薄れてきたと言われる昨今であるが、厳粛な中にも温かみのある松神神社宵宮祭に、古き良き日本の原風景を見る思いであった。（広報部員 渡邊真理子）

神宮大麻頒布推進について

神宮奉賛部長 高山命之

平成三十一年三月五日神宮において、神社本

庁役員・各都道府県の神社庁長を始め関係者の参列の元、神宮大麻頒布終了祭が斎行されました。これを以て平成三十年度の神宮大麻頒布が終了となりました。全国で八百四十九万二千四十三体の頒布を行うことができたが、対前年比で七万四千五百四十四体の減体となりました。しかしながら十六の都府県で増体となっており、厳しい環境下で増体となっている都府県に敬意を表します。

さて岡山県での頒布状況は、十五万七百十八体の頒布を行うことができましたが、前年対比三千二百十四体の減体となりました。厳しい中でも各支部が増体に向けて頒布活動を行って頂き感謝申し上げます。岡山支部・児島支部・真庭支部に於いては増体となり、紙面からではありませんが御礼申し上げます。

平成三十年度は以下のような事業を行いました。

一、QRコード入りポスターを使って「お社を差し上げます」については、百五件の申し込みがありました。百五件の内、四十六件の方が自分の氏神様を知らないという回答があり、申し込みがあった方には、氏神様の神社名と住所を記して、

神棚と一緒に送らせて頂きました。

二、タウンメールを使って神宮大麻の頒布推進を行いました。この事業については長きに亘り行っており、実績も上がってきている事業であります。全国推進会議でも岡山県のタウンメール推進については注目をされており、今後とも推進をしてまいります。

三、今年度新しい事業としてモデル神社を選定し、神宮奉賛部・神道青年協議会・神社総代で二人一組の班編成を行い、九班で各家庭を個別訪問して神宮大麻の頒布推進活動を行いました。対象地区は総代のいない地区を選定し、三百三十軒の団地を全戸頒布推進活動を行いました。不在の家も多々ありましたが各戸熱心に聞いて頂き、神宮大麻の頒布推進を行うことができました。不在軒数を除いた有効訪問軒数に対して、四軒に一軒の割合で頒布できたことは、全員の力であり意義のあるものであります。

令和元年度も神宮大麻を取巻く環境は厳しい状況が予想されますが、神宮大麻の意義を今一度考えて頂き、増体に向け神職・総代が一丸となって推進して頂きますようお願い申し上げます。

平成30年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支部名	平成29年度			平成30年度頒布数							判定数				
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	8,725	8,852	9,450	8,572	187	57	8,816	91	23.39%	9,300	▲150	8,967	154	23.79%	1.017倍
02 倉敷都窪支部	12,859	13,244	13,420	12,151	551	106	12,808	▲51	56.13%	13,420	0	13,190	695	57.80%	1.030倍
03 津山支部	8,965	9,199	9,370	8,582	230	112	8,924	▲41	44.06%	9,370	0	9,151	▲35	45.18%	1.025倍
04 児島支部	17,078	17,361	17,078	16,586	422	89	17,097	19	56.77%	17,119	41	17,397	▲221	57.77%	1.018倍
05 玉島浅口支部	15,357	15,735	16,000	14,582	423	162	15,167	▲190	79.17%	16,001	1	15,541	▲1,252	81.12%	1.025倍
06 御津支部	6,805	7,469	6,910	5,465	674	217	6,356	▲449	83.71%	6,457	▲453	6,910	▲900	91.00%	1.087倍
07 東備支部	7,919	7,946	8,749	7,790	33	9	7,832	▲87	41.28%	8,749	0	7,858	▲132	41.42%	1.003倍
08 邑久上道西大寺支部	7,178	7,616	7,268	6,062	538	112	6,712	▲466	60.51%	7,248	▲20	7,093	▲763	63.94%	1.057倍
09 井笠支部	15,800	16,692	17,010	14,331	996	369	15,696	▲104	62.69%	16,513	▲497	16,563	▲537	66.15%	1.055倍
10 吉備支部	11,351	11,596	11,600	9,485	299	73	9,857	▲1,494	65.00%	10,500	▲1,100	10,080	▲1,556	66.47%	1.023倍
11 高梁支部	7,623	7,844	7,683	7,081	298	62	7,441	▲182	95.46%	7,462	▲221	7,652	▲489	98.17%	1.028倍
12 川上支部	2,844	3,035	2,877	2,483	270	56	2,809	▲35	103.27%	2,826	▲51	3,000	▲251	110.29%	1.068倍
13 新見支部	6,937	8,004	6,937	4,980	1,610	197	6,787	▲150	86.83%	6,857	▲80	7,789	▲448	99.65%	1.148倍
14 真庭支部	7,808	7,978	8,456	7,773	140	103	8,016	208	78.72%	8,260	▲196	8,189	▲94	80.42%	1.023倍
15 美作支部	8,331	8,742	8,500	7,593	509	129	8,231	▲100	74.64%	8,500	0	8,615	▲299	78.12%	1.047倍
16 英北支部	1,573	1,643	1,846	1,408	111	16	1,535	▲38	85.14%	1,846	0	1,607	▲78	89.10%	1.047倍
17 久米支部	6,779	7,226	6,894	5,848	683	103	6,634	▲145	87.88%	6,794	▲100	7,079	▲338	93.77%	1.067倍
18 一般	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
合計	153,932	160,177	160,048	140,772	7,974	1,972	150,718	▲3,214	58.70%	157,222	▲2,826	156,677	▲6,540	61.02%	1.040倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

小林やすひろの神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士にクレーム対応について説明して頂きます。



岡山県神社庁
顧問 弁護士
小林 裕彦
こばやし やす ひこ

プロフィール

昭和35年大阪市生まれ。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省（現厚生労働省）勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は企業法務、民事事件、行政法務等。政府地方制度調査会委員、岡山大学経営協議会委員、岡山弁護士会副会長等を歴任。現岡山弁護士会会長。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

参拝者からのクレーム

「これって 応じなければならぬ？」

(相談)

当社は御朱印を授与していますが、ある参拝者から、御朱印を授与する際の対応が悪かった、長時間並ばせられた等として、誠意を見せてほしい等と執拗に言われています。

どのように対応すればいいでしょうか。

(回答)

一、まずは事実関係の確認を！

クレームの中には、神社側が責任を負う必要がある正当な要求もありますが、一方で、要求の内容に法的根拠がない、又は要求の態様が社会通念上許容される限度を超えている不当要求のようなものも少なくありません。そこで、まずは、事実関係について確認をして、相手方の要求が神社側において責任を負うべき内容の要求であるかを見極めることが大切です。

御相談の場合でも、まず、相手方の要求がどのようなものであるか、神社側の対応がどのようなものであったか等の事実関係を速やかに確認する必要があります。仮に、相手方の要求が、長時間並ばせられたので誠意として百万円を支払ってほしい等というものである場合、当該要求は不当要求であると考えられるところです。

二、不当要求に対してはどのように対応すればいい？

事実関係を確認した結果、相手方からの要求が不当要求であると判断できる場合には、毅然とした態度で要求を拒否する姿勢が重要です。

また、不当要求に対応することは、精神的に負担になることが多いこと、対応の状況については記録に残すべきところ、一人で交渉を行いつつ記録に残すことは難しい場合もあること等から、必ず複数名で対応すべきです。仮に、不当要求をする相手方の対応を一人の職員に任せきりにした結果、当該職員が精神的な病気となってしまうた、何らかの怪我を負ってしまった等の場合には、神社において、当該職員に対して、安全配慮義務（職員の生命・身体を危険から保護するよう配慮すべき義務のことです。）等に違反したこ

とによる損害賠償責任を負うこととなるリスクも考えられます。

そして、後日において、相手方との間で裁判になるといっても考えられます。そのような場合に備えて、証拠として残す観点から、録音をすることも考えられます。

なお、相手方が暴力をふるう、騒ぎ立てる等の実行使をしてきた場合には、直ちに警察に通報することになります。

三、クレームに正しく対応していくために

クレームへの対応を間違えてしまうと、神社に対する信頼が損なわれてしまうリスクがあります。そのため、普段からクレームへの対応についてマニュアルを整備するとともに、処理手順を組織として確立しておく必要があります。

クレームに際して法的にどのような対応していけばいいのか等について対策を考えたい場合には、弁護士等の専門家に御相談することをお勧めします。





教化委員会 事業部会では、昨年大好評を頂いた吉備津神社での開催に続いて、令和元年五月十九日（日）真庭市木山「木山神社」に於いて、第二回「巫女体験研修」を開催した。

公共交通機関を使つての参加が難しい場所にも関わらず、地元神社庁真庭支部（支部長 黒田公宜氏）のご支援を始め、県内各神社でポスター掲示・チラシ配布を頂き、また、SNS（フェイスブックなど）での広告も功を奏して、愛知・大阪・広島・香川からも含め十五名の参加を頂いた。

告知方法は、昨年同様年末までにポスター・チラシを「ネット印刷業者」を利用して低価格で作成し、お正月の参拝者の目に留まる様に、「庁報」に同封し発送、また、SNSでも告知した。対象者が十五歳〜四十歳という世代の女性ということもあり、ポスター・

チラシに印刷された「QRコード」をスマホや携帯電話で読み取り、申し込み頂くという方法を取った。

本事業は、昨今世界的なヒットとなったアニメ「君の名は。」や、映画「巫女つちゃけん。」など、近年「巫女」に対する関心が国の内外で高まる一方で、ある意味コスプレ的な外観のみの「巫女像」が独り歩きする現状を危惧し、巫女の歴史を学び、神社での参拝作法・巫女舞（豊栄舞）を体験することで認識を深めて頂きたいというもの。また、事業経費の面では神社庁からの補助に依存せず、参加費の中でほぼ完結させ、一定の効果を上げていくという点も注目して頂きたい所である。

さて、この度あえて「木山神社」で開催をさせて頂いた大きな要因は、昨今著しい岡山県の県北地域の過疎化問題に寄与すべく、「木山神社」が「ブ



ライダールプロジェクトスKaren」と共に、市内の計三十六社を集めて設立した「まにわブライダルプロジェクト」の話を伺ったことにある。設立当時（平成二十六年）に真庭市では百八十三組の婚姻届が提出されたが、そのほとんどが県南での挙式か、式を挙げないという選択で、このうち、仮にその三分の一でも真庭で挙式されたら、大きな経済効果をもたらすことができるというものだ。

今回は、そのプロジェクトの協力も頂き、入籍後未だ結婚式を挙げておられない方の「神前結婚式」を斎行させて頂いた。参列されたご両家の親族の中には涙を流して喜ばれる方も見受けられ、奉仕した巫女体験参加者にとっても意義深い体験となった。

当日は、八時半に集合し十七時解散という日程で、「開式」「正式参拝」「神社と巫女についての講話」「神社に於ける基本作法」、昼食（食前食後感謝あり）後は、「豊栄舞」を祭祀委員会の林祭祀舞講師・安達祭祀舞講師補・難波祭祀舞部員を講師としてお招きして、約二時間余りご指導頂いた後、木山神社の大前で奉納。その後、二回の模擬「神前結婚式」と最後に本番の奉



仕を行った。式典では、夫婦固めの盃（三々九度）・玉串後取・巫女舞奉納・典儀などに所役の分担をし、事業部員も補助しながら奉仕。記念写真撮影後、閉会式で「修了証書」が授与され終了。

また、前回同様、林・難波両講師や事業部員のご家族に早朝よりお手伝い頂き、着装から白衣・緋袴の畳み方まで指導して頂いた事は感謝に堪えない。

この度の研修会では、地元ケーブルテレビにも取り上げられ、木山神社を始めとする周辺地域に些かでも貢献できたのでは無いかと思われる。今後も県内外を問わず、外国の方々の体験も視野に入れつつ、幅広い方々にご参加を頂ければ幸いである。

神職任免

▼就任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
31・1・24	瀬戸内市牛窓町鹿忍	鹿忍神社	本権禰宜	山田 季芳
31・2・1	真庭市勝山	高田神社	本禰宜	田村 匠
31・2・13	加賀郡吉備中央町加茂市場	総社	本禰宜	和田 佳美
31・3・12	加賀郡吉備中央町上加茂	鴨神社	本宮司	藤井 知之
31・4・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本権禰宜	長谷川智大
31・4・1	美作市北山	豊國神社	本宮司	西山 允明
31・4・23	岡山市北区栢谷	神神社	本宮司	上月 良典
元・6・4	津山市宮脇町	徳守神社	本権禰宜	三星 陽山
元・6・4	倉敷市児島由加	山村神社	本宮司	秋山 啓
元・6・4	和気郡和気町藤野	和氣神社	本権禰宜	周藤 忠明
元・6・4	高梁市有漢町上有漢	諏訪神社	本宮司	井口 始宣
元・6・4	新見市豊永宇山	岩山神社	本宮司	田本 裕規

▼退任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
31・1・31	美作市朽木	林野神社	本宮司	中川 卓弘
31・3・11	加賀郡吉備中央町上加茂	鴨神社	本禰宜	藤井 知之
31・3・31	岡山市北区一宮	吉備津彦神社	本権禰宜	西原 幸男
31・3・31	岡山市東区水門町	稻荷神社	本禰宜	中瀬 衆平
31・3・31	笠岡市関戸	八幡神社	本宮司	渡邊規矩郎
31・4・22	岡山市北区御津国ヶ原	八幡宮	本宮司	上月 良典
元・6・3	倉敷市尾原	天津神社	本権禰宜	秋山 啓
元・6・3	高梁市有漢町上有漢	諏訪神社	本宮司	井口 侑
元・6・3	高梁市有漢町上有漢	諏訪神社	本禰宜	井口 始宣
元・6・3	新見市豊永宇山	岩山神社	本宮司	田本 景忠
元・6・3	新見市豊永宇山	岩山神社	本禰宜	田本 裕規

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
元・6・3	美作市古町	大原神社	本禰宜	三星 陽山
元・6・25	岡山市北区北方	御崎宮	本権禰宜	川田美由紀

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
31・1・17	備前市八木山	鏡石神社	本宮司	八木 良實	二級上	91
31・1・24	津山市宮部下	久保神社	本宮司	松岡 俣夫	三級	73
元・6・3	真庭市黒田	八幡神社	本宮司	入夏 三郎	三級	76

閉庁のお知らせ

- 令和元年 8月 15日
- 令和元年 11月 6日～7日
中国地区神社庁職員研修
- 令和元年 12月 28日～
令和2年 1月 5日
年末年始



庁 務 日 誌 抄

平成30年12月1日～令和元年6月30日

12月	
3日	月次祭
4日	神青協大麻啓発活動／神楽部正副部長会
6日	神青協広報部会／神青協創立七十周年記念事業実行委員会
11日	正副庁長会／祭祀舞部会／雅楽部会／祭儀部会
12日	女子神神殿清掃
20日	庁報納品日
21日	庁報封入作業／神青協広報部会及会報誌発送作業
25日	庁報発送日
26日	大掃除

1月	
7日	御用始／新年祭
28日	祭祀舞部会
30日	身分選考表彰委員会／役員会／神青協役員会

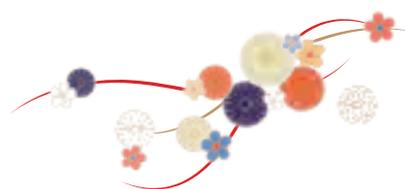
2月	
1日	月次祭
5日	神宮奉賛部会
7日	教化委員会役員会
8日	祭儀部会
13日	女子神役員会／祭祀舞部会／研修企画室
14日	神政連役員会／選挙対策委員会
15日	敬婦監査会・役員会
18日	事業部会
19日	祭祀舞研修会
20日	中国地区神社庁長連絡会（鳥取）／神青協記念奉告祭習礼
21日	中国地区神社庁長連絡会（鳥取）
22日	雅楽部会／特殊神事部会
26日	社頭講話研修会

3月	
1日	月次祭
4日	神殿祭習礼
6日	神青協発送作業
12日	神殿祭／臨時協議員会
14日	春の旅 1 日目
15日	春の旅 2 日目
17日	神葬祭研修会
18日	二級上・二級伝達式
19日	神青協予備監査会／広報部会
25日	女子神発送作業／神宮奉賛部会／育成部会／特殊神事部会
26日	神青協七十周年記念奉告祭
27日	女子神監査会・役員会／身分選考表彰委員会／関係者大会企画委員会
29日	同宗連広報部会

4月	
1日	月次祭
2日	万葉集研修会
3日	神青協役員会
5日	防災点検／祭祀舞部会
11日	役員会／伊勢崇敬会監査会／崇敬会理事会評議員会／神青協総会
12日	神楽部監査会・役員会
16日	雅楽部会
17日	教化委員会役員会
18日	祭儀部会
23日	特殊神事部会
24日	神社関係者大会（市民会館）
26日	女子神総会

5月	
7日	践祚改元奉告祭
8日	月次祭／神青協発送作業／神青協広報部会
16日	財務委員会／事業部会
17日	敬婦総会（香川）／祭儀部会／祭祀舞部会
22日	特殊神事部会
23日	女子神三役会
27日	雅楽部会
28日	育成部会

6月	
2日	神楽部総会
3日	月次祭
4日	役員会／身分選考表彰委員会
8日	初任神職研修会
9日	初任神職研修会
10日	神宮奉賛部会／祭祀委員会役員会／祭祀舞部会
11日	神青協役員会
16日	神社検定
17日	神青協発送作業
19日	支部長懇話会（吉備支部）
20日	支部長懇話会（吉備支部）
22日	初任神職研修会
23日	初任神職研修会
25日	協議員会



第65回 内宮、外宮特別参拝（御垣内参拝）お神楽奉納（内宮神楽殿）



伊勢神宮

旅行代金 お一人様

52,000円 (予定)

令和初の 新穀感謝祭

旅行日 令和元年 2泊3日

11月25日(月)~27日(水)

神宮特別参拝

※正式参拝の際は、男性は必ずネクタイ・上着（スーツ）を着用、女性はそれぞれに準ずる服装をお願いします。したがって、履物も指先が見える履物、サンダル、ブーツ等ではご参拝できません。

◆交通費(貸切バス)宿泊代2泊(夕食朝お膳子1本付き)朝食2回、昼食3回、夕食2回、本丸御殿入場料、保険料300円含まず

◆追加代金(お一人様) 4名1室利用4,400円 3名1室利用7,700円 2名1室利用12,100円 1名1室利用22,000円

お申込み締切日 令和元年 10月11日(金)18時

募集定員 160名(先着順)最少随行人員100名



鳥羽……鳥羽シーサイドホテル(三重県) 温泉施設が充実！趣きの異なる3箇所の温泉で温めくりを楽しむことができます。西浦温泉…ホテルたつき(愛知県) ゆったりとした温泉、ワイドに広がる三河湾の絶景、蒲郡の名湯「美白泉」で身も心も癒されます。

岡山県神社庁 伊勢神宮崇敬会岡山県支部 岡山県神社総代会

スケジュール表 with columns for Day, Time, Location, Meal, and Accommodation.

※こちらは広告用のチラシです。実際のお申込みは正式な案内にて承りさせていただきます。

★両備バスフレンズパック★ 行程(予定) 伊勢神宮特別参拝と 新穀感謝祭(1泊2日)

行程表 table with columns for Itinerary and Remarks.

旅行日程: 11月25日(月)~26日(火) ご旅行代金: 24,800円~30,800円

- 4名様1室 お一人様あたり@24,800円
3名様1室 お一人様あたり@28,800円
2名様1室 お一人様あたり@30,800円

申し込み開始8月2日(金) 申込先 両備バスフレンズパック予約センター 電話086-226-1515

申込先はそれぞれ別の会社となります。お間違えの無いようご注意ください。

あとがき

三年間の任期を無事終え、庁報も今号までが旧広報部会でした。皆様には原稿、資料、写真なども大変お世話になりました。HPも一新され、各神社の為に...

旧広報部一同